

教育職員免許法施行規則及び教職課程 認定基準等の改正について

令和3年9月10日

令和3年度教職課程認定基準等の改正に関する
事務担当者説明会

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課 教員免許企画室



目次

1. 課程認定制度の概要
2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について
3. 共通開設等に関する基準等の改正（複数学科等間の共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和等）
4. 連携開設等に関する基準等の改正
5. 全学的な体制整備・自己点検評価等
6. その他

※ 本資料においては、免許法施行規則に定める科目・事項を、便宜的に以下のとおり表記している。

「教科専門科目」: 教科に関する専門的事項、領域に関する専門的事項

「教職専門科目」: 各教科の指導法、保育内容の指導法、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目



1. 課程認定制度の概要



1. 課程認定制度の概要①

1. 教員免許制度

- 教員免許状:公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度。
- 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員は、原則として、教員免許状を有する者でなければならない(免許主義)。

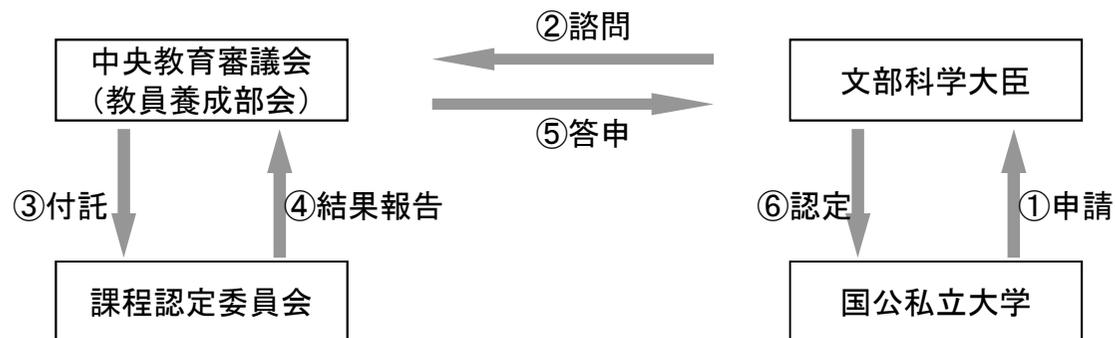
2. 教員養成の理念

- 教員免許状取得希望者は、大学において教職課程を履修しなければならない。
 - ① 大学における養成の原則 (教員養成は大学において行うことを基本とする)
 - ② 開放制の原則 (教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる)
- 教職課程を履修し免許状を取得した学生は、認定課程を有するどの大学を卒業しても、教員としての最低限の知識・技能は有しているとみなされる。
- 大学としての「多様性」と資格としての「標準性」の双方を両立させる教員養成が求められている。
→ 教育職員免許法、同施行規則の最低限の基準を必ず満たした上で、各大学において、質の高い教員養成に向けた改革を不断に行っていくことが重要。(教職課程認定基準1(3))

1. 課程認定制度の概要②

3. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



4. 課程認定の審査

■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

■ 主な審査事項

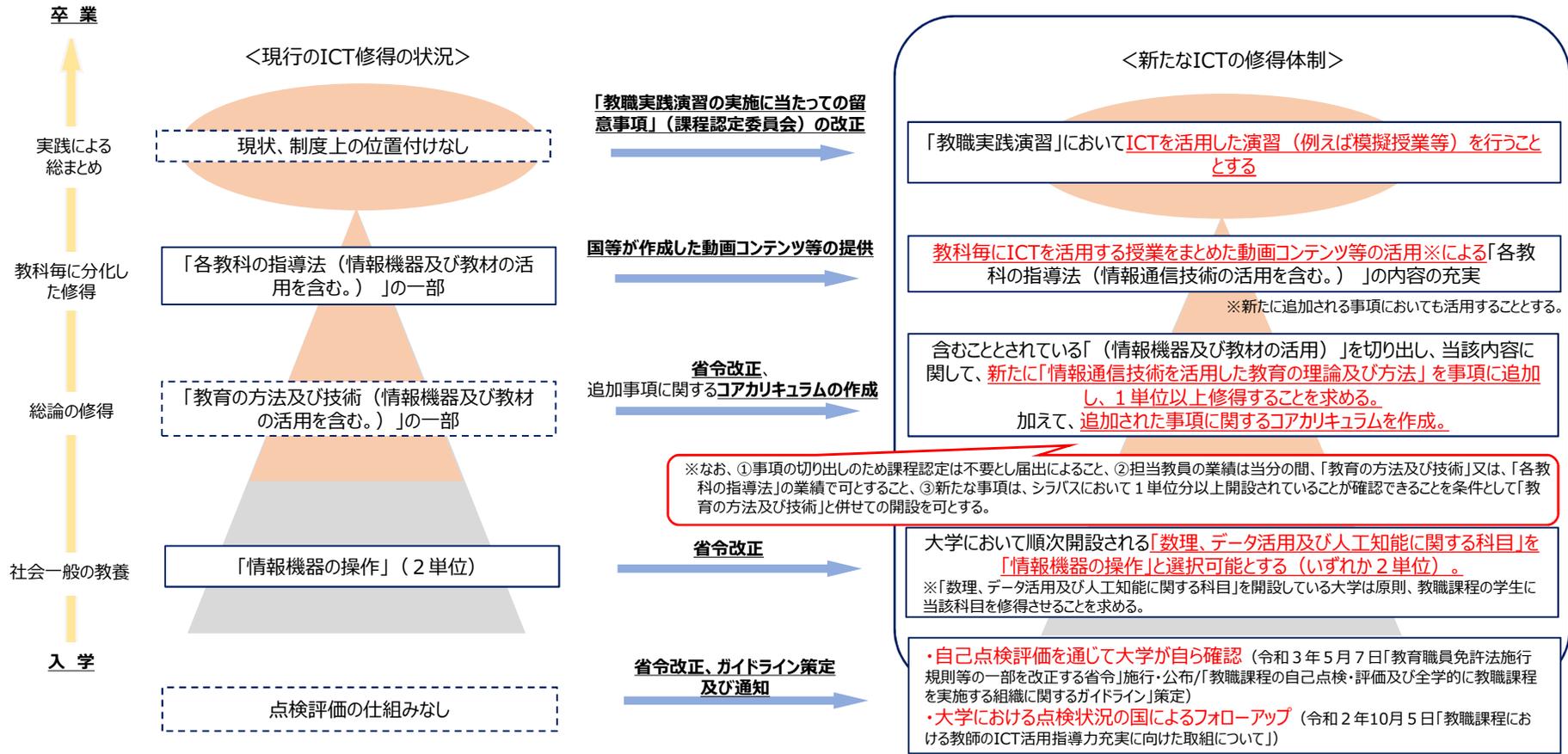
- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教員組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

2. 情報通信技術を活用した教育の 理論及び方法の新設等について



2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ①

教職課程におけるICT活用に関する内容の修得促進に向けた取組



2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ②

1. 免許法施行規則の改正の概要

【背景】

- 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）において、「各教科の指導法におけるICTの活用について修得する前に、各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けること」について検討し、速やかな制度改正等を行うことが必要であることが提言
- 学校を取り巻くICT環境が急速に変化し、社会において求められる情報リテラシーも高度化する中で、「AI戦略2019」（2019年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）では、大学や高等専門学校において2025年には、初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得することが提言

【改正のポイント】

- ① 小・中・高の免許状における「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（以下、「ICT事項科目」という）の必修化（1単位以上）
- ② 小・中・高の免許状における「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に変更
- ③ 免許法施行規則第66条の6の科目の「情報機器の操作2単位」を「数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位」に変更



2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ③

【教育職員免許法施行規則第3条(小学校教諭免許状)】

■赤字が今回の改正

	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) 	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法(1単位以上修得) ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2

2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ④

2. 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」のコアカリキュラム

全体目標： 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法では、情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方並びに児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための指導法に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

(1) 情報通信技術の活用の意義と理論

一般目標： 情報通信技術の活用の意義と理論を理解する。

- 到達目標：**
- 1) 社会的背景の変化や急速な技術の発展も踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの実現や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の必要性など、情報通信技術の活用の意義と在り方を理解している。
 - 2) 特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する情報通信技術の活用の意義と活用に応じた留意点を理解している。
 - 3) ICT支援員などの外部人材や大学等の外部機関との連携の在り方、学校におけるICT環境の整備の在り方を理解している。

(2) 情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進

一般目標： 情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方について理解する。

- 到達目標：**
- 1) 育成を目指す資質・能力や学習場面に応じた情報通信技術を効果的に活用した指導事例(デジタル教材の作成・利用を含む。)を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。
 - 2) 学習履歴(スタディ・ログ)など教育データを活用して指導や学習評価に活用することや教育情報セキュリティの重要性について理解している。
 - 3) 遠隔・オンライン教育の意義や関連するシステムの使用法を理解している。
 - 4) 統合型校務支援システムを含む情報通信技術を効果的に活用した校務の推進について理解している。

(3) 児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための指導法

一般目標： 児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための基礎的な指導法を身に付ける。

- 到達目標：**
- 1) 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間(以下「各教科等」という。)において、横断的に育成する情報活用能力(情報モラルを含む。)について、その内容を理解している。
 - 2) 情報活用能力(情報モラルを含む。)について、各教科等の特性に応じた指導事例を理解し、基礎的な指導法を身に付けている。
 - 3) 児童に情報通信機器の基本的な操作を身に付けさせるための指導法を身に付けている。 ※小学校教諭

2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ⑤

3. 課程認定基準等の改正について

① ICT事項科目の開設方法（その1）

教職課程認定審査の確認事項2

(4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。

また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く）。

(5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合には、以下の観点から審査を行うこととする。

④ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること

○ シラバスを作成する際は、1単位分以上の時間数の確保だけでなく、学生が当該事項に関するコアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計し、「到達目標」に関する内容が授業計画を通じて全体として含まれているか留意の上、内容を検討してください。



2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ⑥

3. 課程認定基準等の改正について

① ICT事項科目の開設方法（その2）

教職課程認定基準

4－8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

(2)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分

- 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状の認定課程における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、小・中・高の課程と事項名は異なるが、従前の事項名やコアカリキュラムが同一であったことに鑑み、幼・養護・栄養の課程においても、1 単位以上の授業時間と内容の確保がシラバス上で確認できる場合には、小・中・高との共通開設が可能
→ 幼・養護・栄養も小・中・高のICTの事項内容を修得することとなるため、幼・養護・栄養の課程でもICT指導力の充実を図ることができる

2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ⑦

3. 課程認定基準等の改正について

② ICT事項科目の授業を担当する教員

教職課程認定審査の確認事項3

(5) 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、当分の間、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることを可能とする。

- 上記取扱いは、「当分の間」の経過的な措置であるため、「各教科の指導法」「教育の方法及び技術」のいずれかの業績を持つ教員をあてる場合であっても、大学は当該担当教員が当該科目に関する活字業績を備えることを引き続き促進してください。

2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ⑧

3. 課程認定基準等の改正について

③ 「教職実践演習」におけるICTの活用

教職実践演習の実施に当たっての留意事項

3. 授業方法

○ 授業の方法は演習を中心とし、ICTを積極的に活用すること。

(略)

○ 役割演技(ロールプレイング)、事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。また、その際、学生がICTを活用し取り組む内容とすることが望ましい。

(※「教職実践演習」のシラバスの内容のみを変更する場合、変更届は提出不要)

- ICTを活用した学習活動の意義等について学生自らの経験的な理解が重要
- 教職課程の授業においてICTが使用できる環境整備
- 教師向け研修資料(「教育の情報化に関する手引き」(文部科学省)等)を活用した実践的な学修



今回改正されたICT事項科目1単位のみならず、教職課程全体を通じたICT活用指導力の育成への取組が重要



2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ⑨

4. 履修方法(経過措置)について ①

令和4年度**以降**の入学者

ICT事項科目等の修得が必修

令和4年度**以前**の入学者

経過措置(免許法施行規則附則第2項)により、改正前の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用含む。)」を、改正後のICT事項科目とみなすことができるため、以下の場合、ICT事項科目を新たに取得する必要はない。

① 令和4年3月31日において、課程認定大学等に在学している者で、卒業するまでに改正前の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用含む。)」の科目を修得しようとする者

② 令和4年3月31日までに、既に改正前の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用含む。)」の科目を修得した者

※上記のほか、「大学が独自に設定する科目」における当該内容の科目をみなすことも可能。

※「在学している者」には、科目等履修生として在籍する場合も含まれる。

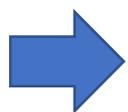


2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ⑩

4. 履修方法(経過措置)について ②

前頁のとおり経過措置はあるものの、ICT事項科目の新設の趣旨を踏まえ、学生にICT指導力を修得させることは有益であることから、在学生についても以下のケースをとることも考えられる。

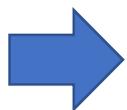
- ①在学生在が、これから「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用含む。)」を修得する履修計画になっているが、改正後の新たなICT事項科目等を修得させたい



改正後の「教育の方法及び技術」及び「ICT事項科目」を修得させることも可能

※変更届に「〇年度入学者から適用」と記載し、令和4年度入学者と同内容を履修させる

- ②在學生は既に「教育方法及び技術(情報機器及び教材の活用含む。)」を修得しているが、改正後のICT事項科目の内容を修得させたい



教職専門科目の選択科目や大学設定科目として、科目取得を促すことも考えられる

※在學生用の変更届を別葉で提出



2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ⑪

参考

「教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組について」（令和2年10月5日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）より引用

- 「教員のICT活用指導力チェックリスト」（平成30年6月改訂）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm
- 「教育の情報化に関する手引」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
- オンライン講座「校内研修シリーズ」
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/theme.html#theme05-04>
- 「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html
- 「小中高等学校におけるICTを活用した学習の取組事例」（令和2年5月）
https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ⑫

参考

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目名称例

- 情報通信技術の活用
- 情報通信技術活用論
- 教育とICT活用
- ICT活用の理論と方法
- ICT活用の理論と実践
- 教育におけるICT活用
- 教育現場でのICT活用
- 授業におけるICTの活用

※いずれも単独でICT科目を
開設する場合を想定

- 教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)

※事項「教育の方法及び技術」と併せて開設する場合を想定



2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ⑬

5. 免許法施行規則第66条の6の科目について ①

免許法別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位とする。

日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
情報機器の操作	2



日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
<u>数理、データ活用及び人工知能に関する科目</u> 又は情報機器の操作	2

- 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」(以下、「数理科目」)を設定する場合は、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」実施要項(令和3年2月24日文部科学大臣決定)により、「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含されたものとして科目を構成しているものが適用されることとなる
- 当該科目を設定する場合、変更届や申請書には認定がなされたものである証明の書類を併せて提出

2. 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設等について ⑭

5. 免許法施行規則第66条の6の科目について ②

Q&A

Q1 : 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」の申請手続スケジュールは、年度末に申請し、年度が明けてからの認定になることが予想される。申請は済んでいても、課程認定の変更届提出までに認定が間に合わない場合は、認定後以降しかこれらの科目は活用できないのか。

A1 : 当該認定制度に申請した大学が必ずしも全て認定を受けられることが確実とは言えないこと、また、令和3年8月4日付通知において、変更届の提出時において、認定科目であることを証明する書類を添付していただくこととしていることから、認定後以降に活用することになる。

Q2 : 本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」として認定を受けている科目は1単位の科目である。この1単位の科目と「情報機器の操作」1単位を併せて2単位の修得とすることは可能か。

A2 : 免許法施行規則において、「数理科目2単位又は情報機器の操作2単位」と規定しているため、いずれかで2単位の修得が必要となる。このため、両者を併せて2単位の修得とすることはできない。

3. 共通開設等に関する基準等の改正 (複数学科等間の共通開設、義務教育 特例、小学校課程要件緩和等)



3. 共通開設等に関する基準等の改正

1. 課程認定基準等の改正の概要

【背景】

- 「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について」(令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ)の提言
- 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(令和3年1月26日中央教育審議会答申)の提言

【改正のポイント】

- ① 複数学科等間の共通開設
複数の学科等間の授業科目・専任教員の共通化
- ② 義務教育特例
小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の教職課程間の授業科目・専任教員の共通化の範囲の拡大
- ③ 小学校課程要件緩和
小学校教諭免許状の教職課程を設置する際の授業科目開設や専任教員配置の要件の緩和

3. 共通開設等に関する基準等の改正（複数学科等間の共通開設）

2. 複数の学科等間における共通開設等

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大（その1）

中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項（以下「教科専門科目」という。）及び養護に関する科目について、他学科等の教職課程の授業科目として認定されているものについて、共通開設を可能とする。

（教職課程認定基準4－8（1）ii）①②）

教職課程認定基準 4－8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

（1）「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

ii）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

（イ）中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）

（ロ）～（カ）（略）

3. 共通開設等に関する基準等の改正（複数学科等間の共通開設）

2. 複数の学科等間における共通開設等

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大（その2）

中学校及び高等学校の教科専門科目について、他学科等で開設する授業科目（全学共通科目等を含む）を自学科の教職課程の授業科目として活用可能な範囲については、教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数までとするか、自学科等が開設する教科専門科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれかについて、大学による選択を可能とする。

（教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2)、4-8(1) ii) ④）

教職課程認定基準 4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

(1) 「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

④ ①から③による授業科目の共通開設を行う場合は、4-3(2)及び4-4(2)により開設する授業科目と合わせ、中学校教諭の教職課程にあつては施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとし、高等学校教諭の教職課程にあつては施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとする。



3. 共通開設等に関する基準等の改正（複数学科等間の共通開設）

2. 複数の学科等間における共通開設等

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

幼稚園及び小学校の「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「**教職専門科目**」という。）について、**複数の学科等間での共通化を可能とする。**

（教職課程認定基準4－8（2））

教職課程認定基準 4－8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

（2）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 教育の基礎的理解に関する科目

② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）

又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分 以下、略

3. 共通開設等に関する基準等の改正（複数学科等間の共通開設）

2. 複数の学科等間における共通開設等

③ 専任教員の共通化の範囲の拡大等

授業科目の共通化の範囲の拡大に併せて、共通化する授業科目を担当する教員は、複数の学科等の教職課程において共通して専任教員となること（専任教員の共通化）を可能とする。

（教職課程認定基準4—8（4））

教職課程認定基準 4—8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

（4）専任教員の配置

ii）複数の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」

「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、

専任教員とすることができる。ただし、中学校教諭の教職課程にあつては4—3（5）i）表及び高等学校教諭の教職課程にあつては

4—4（5）i）表に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は、認定を受けようとする学科等に籍を有する者でなければならない。



3. 共通開設等に関する基準等の改正（複数学科等間の共通開設）

2. 複数の学科等間における共通開設等

④ 幼稚園と小学校の教員の増員配置について

幼稚園と小学校の教職課程の専任教員について、入学定員が50人を超える場合には、50人ごとに教科専門科目と教職専門科目の専任教員を1人ずつ（合計2人）追加的に配置することとしているが、教科専門科目、教職専門科目のいずれか又は合わせて2人の配置を可能とする。

（教職課程認定基準4—1（3）、4—2（4））

教職課程認定基準 4—1 幼稚園教諭の教職課程の場合

（3）幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

表 略

（※1）本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに本表に掲げる合計必要専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

小学校については、4—2（4） 略

3. 共通開設等に関する基準等の改正（複数学科等間の共通開設）

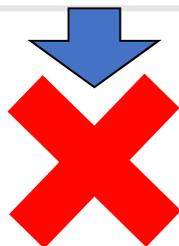
（例） C学科は、中学校及び高等学校・国語の課程認定を受けており、以下の「c」は自学科開設科目、「a」「b」は他学科等開設科目とする。

■ 中学校・国語

※単位は全て各1単位とする

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c c c
国文学（国文学史を含む。）	a a c
漢文学	b b c
書道（書写を中心とする。）	b b b

専門的事項区分における他学科科目を含む区分が半数を超えている。また、授業科目単位数も他学科科目の単位数が自学科科目の単位数を超えているため、基準を満たさない。

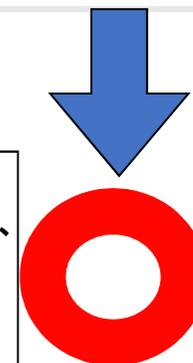


■ 高等学校・国語

※単位は全て各1単位とする

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	c c c
国文学（国文学史を含む。）	a a c
漢文学	b b c

専門的事項区分における他学科科目を含む区分が半数を超えているが、授業科目単位数では他学科科目の単位数が自学科科目の単位数を超えていないため、基準を満たす。



3. 共通開設等に関する基準等の改正（複数学科等間の共通開設）

参考

同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例（4-8(1) i）及び(2)

修正版

免許種	教科及び教科の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目	道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目									教育実践に関する科目					
	教科(領域)に関する専門的事項、養護(栄養に係る教育)に関する科目	各教科(保育内容)の指導法	(複合科目)		道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導	教育相談	進路指導	幼児理解	教育(養護・栄養教育)実習	学校体験活動	教職実践演習	
幼	△ ※1	×	×	○						○ ※5									
小		特定の教科等の組合せの場合○	×																
中	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○	同一の教科又は特定の教科の組合せの場合○		○ ※2														
高						○ ※3	○ ※4			○ ※5			○ ※6						
養護																			
栄養	×										○ ※5								

- ※1: 施行規則附則第6項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合は、小学校との共通開設が可能となる。(令和4年度末まで)
- ※2: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の道徳に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
- ※3: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の総合的な学習の時間に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
- ※4: 養護教諭及び栄養教諭の「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」の特別活動に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
- ※5: 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」の教育の方法及び技術に関する内容部分のみであれば、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の「教育の方法及び技術」と併せて共通開設可。
- ※6: 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」の情報機器に関する内容部分のみであれば併せて共通開設可。
- ※7: 小学校教諭、中学校教諭の課程で共通開設する授業科目は、幼稚園教諭又は高等学校教諭の課程における授業科目として共通開設することはできない。
- ※: 上記共通開設は、一つの授業科目に一つの事項のみの場合であり、複数の事項を合わせた授業科目の場合にはこの限りではない。(文部科学省に事前に相談すること。)
- ※: 灰色斜線箇所は、当該免許種に存在しない事項・科目である。
- ※: 専修免許状の場合は、5-8の基準のとおりである。

3. 共通開設等に関する基準等の改正（義務教育特例）

3. 小学校と中学校の教職課程間の科目等の共通化（義務教育特例）①

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校等の教科専門科目の共通化を可能とした。

（教職課程認定基準4－8(1) i)③、ii)③）

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校の各教科の指導法、教育実習について授業科目の共通化を可能とした。

（教職課程認定基準4－8(2) v) viii)）

○ 小学校と中学校等の科目の共通化を図る場合、当該複数の学校種に対応できる授業科目となるよう、シラバスの内容を検討してください。

○ 養成段階においては、小学校と中学校の両方の1種免許状である必要は必ずしもなく、一方を1種免許状、もう一方は2種免許状を取得するなど、両方の免許状の取得を促進していくことも考えられます。

○ 幼稚園と小学校との接続や中学校と高等学校との接続についても重要であることから、今回の教職課程認定基準の改正により、教職課程において小学校と中学校を一体として指導する場合であっても、これらの学校種間の接続に関する理解についても、引き続き留意。



3. 共通開設等に関する基準等の改正（義務教育特例）

3. 小学校と中学校の教職課程間の科目等の共通化（義務教育特例）②

教職課程認定基準 4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

(1)「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 同一の学科等において複数の教職課程を置く場合

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる

組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(イ) 小学校の国語と中学校(国語)・高等学校(国語) (ロ)～(リ) 略

ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合 (略)

(2)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

v) 教育実践に関する科目(教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。)及び教育実習に含めることとする学校体験活動について

は、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。

viii)「各教科の指導法」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と

中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 小学校の国語と中学校(国語) ②～⑨ 略



3. 共通開設等に関する基準等の改正（義務教育特例）

参考

義務教育特例を適用した場合の開設の一例

義務教育特例を適用することで、小学校と中学校の教科に関する専門的事項や、各教科の指導法等を共通で開設することが可能となり、小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の両方の免許状を取得することを目的とした教員養成カリキュラムを編成することも可能となる。

<教育学部初等教育学科>

小学校教諭一種免許状					
免許法施行規則		教職課程			
	単位	授業科目	単位		
教科に関する専門的事項	国語（書写含む）	初等国語（書写含む）	2	青 梓 科 目 選 択 + そ の 他	
		国語学概論	2		
		国文学概論	2		
		漢文学概論	2		
		書道	2		
	社会	1	初等社会		2
	算数	1	初等算数		2
	理科	1	初等理科		2
	生活	1	生活		2
	音楽	1	初等音楽		2
	図画工作	1	図画工作		2
	家庭	1	初等家庭		2
	体育	1	初等体育		2
外国語	1	初等英語	2		
		小計	10 単位		
各教科の指導法	国語	1	小中国語指導法	2 必修	
	社会	1	初等社会指導法	2 必修	
	算数	1	初等算数指導法	2 必修	
	理科	1	初等理科指導法	2 必修	
	生活	1	生活指導法	2 必修	
	音楽	1	初等音楽指導法	2 必修	
	図画工作	1	図画工作指導法	2 必修	
	家庭	1	初等家庭指導法	2 必修	
	体育	1	初等体育指導法	2 必修	
	外国語	1	初等英語指導法	2 必修	
		小計	20 単位		
		合計	30 単位		

（開設科目・履修要件の設定によって▲8単位が可能）

<〇〇学部△△学科>

中学校教諭一種免許状（国語）						
免許法施行規則		教職課程				
	単位	授業科目	単位			
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	国語学	国語学概論	2 必修	開 設 例		
		国語学A	2			
		国語学B	2			
		国文学	1		国文学概論	2 必修
		国文学A	2			
	国文学B	2				
	漢文学	1	漢文学概論		2 必修	
	漢文学A	2				
	漢文学B	2				
	書道	1	書道		2 必修	
			小計		20 単位	
	各教科の指導法	国語	8		小中国語指導法	2 必修
					中等国語指導法Ⅱ	2 必修
			中等国語指導法Ⅲ	2 必修		
			中等国語指導法Ⅳ	2 必修		
		小計	8 単位			
		合計	28 単位			

（開設科目・履修要件の設定によって▲2単位が可能）

開設例

▲2単位

3. 共通開設等に関する基準等の改正（小学校課程要件緩和）

4. 小学校教職課程の設置の要件緩和について ①

小学校免許状を取得できる機会の拡大を図るため、大学が小学校免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における新たな課程の設置を促進する。

■ 科目の開設（課程認定基準 4-2（1））

改正後	改正前
教科専門科目 10教科のうち、いずれか1教科開設	教科専門科目 10教科(※1)全て開設

※1：教科専門科目 全10教科

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、英語

※2：免許状取得においては、全10教科のうち1教科以上の科目の単位を修得すればよい（教育職員免許法施行規則第3条表備考第1号）

■ 専任教員の配置数（課程認定基準 4-2（4））

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・教科専門科目 1人 ・教職専門科目 3人 ・複合科目、教科専門科目、教職専門科目のいずれかで合計4人 <p style="text-align: right;">合計8人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科専門科目 5人(5教科に各1人) ・教職専門科目 3人 <p style="text-align: right;">合計8人</p>

期待される効果

小学校の教科担任制の導入を見据えた、教科の専門性の高い小学校教師の養成が可能になる（例えば、理科や数学の教科専門科目を重点的に開設し、理数に強い小学校教師の養成など）

教科専門科目の科目開設、専任教員配置数の要件が緩和されたことにより、大学の負担が軽減され、教科専門科目と各教科の指導法を合せた「複合科目」の開設が促進される

小学校と中学校の両方の免許状取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」と併せて適用することにより、小学校免許状に特有の科目履修が軽減され、小学校と中学校の免許状の併有が促進される



3. 共通開設等に関する基準等の改正（小学校課程要件緩和）

4. 小学校教職課程の設置の要件緩和について②

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について開設されなければならない。

また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②～④のいずれかに1人以上とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。

また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

①「教科に関する専門的事項」

②教育の基礎的理解に関する科目

③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

④「各教科の指導法」

⑤「複合科目」

（教職課程認定基準4-2(1)、(4)）

4.連携開設等に関する基準等の 改正



4. 連携開設等に関する基準等の改正 ①

教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について①

制度創設の趣旨及び経緯

教職課程の基準に関するワーキンググループにおいて報告された「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」(令和2年2月)において、

- ①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設
 - ②学内の2以上の学部が連携して学部等連携課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設
 - ③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設
- について提言されており、当該提言を受けて制度改正を行う。

①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設(省令及び基準の改正)

国公立の複数大学を束ねる大学等連携推進法人(一般社団法人)として文部科学大臣に認定された場合に、大学等連携推進法人に参画する大学や複数大学法人が設置する大学は、大学設置基準等の自ら開設の原則の例外として参画する他の大学と連携して開設する科目を自らが開設したものとみなすことができる特例を設けることとされている。



○教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)上の特例

	単位互換制度	連携開設制度	今回新設	共同実施制度
仕組み	各大学が開設している授業科目について単位互換協定に基づき、自らの大学の授業科目とみなす仕組み	大学等連携推進法人や複数大学法人に参画する大学が連携して開設する科目(連携開設科目)を自らの大学の授業科目とみなす仕組み		共同の学位プログラムの下設置される複数大学の教職課程を同一のものとみなし、大学が開設する授業科目をお互いに自ら開設する授業科目とみなす仕組み
大学が開設する授業科目上の特例(免許法施行規則)	「教職に関する科目」のみ3割を上限に他の大学が開設する授業科目を自らが開設する授業科目とみなす	「教科及び教職に関する科目」のうち連携開設科目については8割を上限に自らが開設する授業科目とみなす(※1)		「教科及び教職に関する科目」において他の大学が開設する授業科目の全てを自らが開設する授業科目とみなす
専任教員の共通化(教職課程認定基準)	なし	上記の仕組みを活用する複数の大学が同一の免許状の種類(幼・小免許を除く)の教職課程の認定を同時に受けようとする場合(連携教職課程)には、一定の要件を満たした場合(※2)に、 大学間の専任教員の共通化を可能とする		大学間の専任教員の共通化を可能とする

※1 連携開設制度を活用して開設される授業科目については大学において公表を行うこととする。(免許法施行規則)

※2 連携教職課程を設置しようとする大学については課程認定基準上の要件を課すこととする。(教職課程認定基準)

- ・幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が1以上含まれていること。
- ・教学管理のための体制を整備すること。その際、各設置大学の専任教員がそれぞれ一人以上からなるものであること。

・学生が在籍する学科等において8単位以上を修得し、それ以外の学科等のいずれかで8単位以上を修得するものとして必要な単位数を開設すること。 等

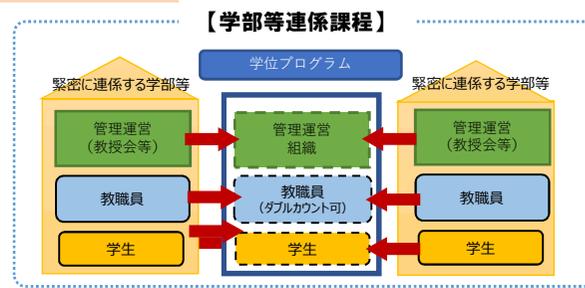
4. 連携開設等に関する基準等の改正 ②

教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について ②

②学内の2以上の学部が連携して学部等連係課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設(基準の改正)

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第11号)により、大学設置基準等が改正され、大学は学内資源の共通化により学部横断的な教育を実現するために、学内に置かれる2以上の学科等に横断する教育課程を実施するための「学部等連係課程実施基本組織」を新たに設置することができることとなった。

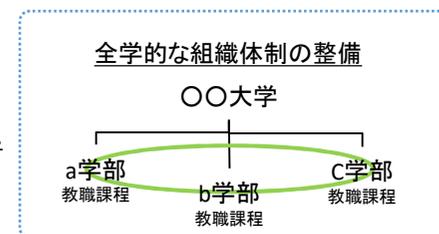
これを受け、教職課程を学部等連係課程実施基本組織に設置することを可能とし、同一の免許状の種類の教職課程を緊密に連係する学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合には、併せて一つの学科等とみなして入学定員の合計数に応じた必要専任教員数の配置を可能とする。



③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設(省令の改正)

学科等が教職課程の実施に当たって基本的な責任を有することが原則となっているが、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、上記①②により学内及び学外の資源を共通化し、教職課程を運営することが可能となる。

その際、教職課程運営の責任の所在を明確化するとともに、複数の教職課程を一体的に管理・運営するために全学的な組織体制を整備するとともに、自主的に教職課程の水準を維持・向上させる仕組みを確立する。



<全学的な組織体制の充実>

同一大学内の複数学科等に設置されている教職課程を一体的に、企画、実施、評価、改善を行う全学的なマネジメント機能を持つ組織の設置などを求める。

<教職課程の自己点検評価の仕組み>

上記全学的な組織体制の下、教職課程を設置する大学は、教育の内容及び方法を自ら点検評価し、改善するよう求める。大学は、学校教育法第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で、教員養成の目標、授業科目、教育課程などの教職課程を自ら検証し、改善に取り組むことが期待される。

※なお、上記全学的な組織体制の充実や自己点検評価の仕組みについては国においてガイドラインを示す予定。

施行日(省令及び基準)

上記、①及び②については令和3年5月7日(公布日)から、③については令和4年4月1日から施行する。なお、①に伴う課程認定上の変更届及び認定申請の受付は令和3年6月頃を予定し、変更届に基づく教職課程については令和3年8月頃から、認定申請された教職課程については令和4年4月1日から開始する。

4. 連携開設等に関する基準等の改正 ③

1. 課程認定基準等の改正の概要

【背景】

- 「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について」(令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ)の提言
 - ①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設
 - ②学内の2以上の学部が連携して学部等関係課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設

【改正のポイント】

- ① 連携開設科目の取扱い
大学は、他の大学と連携して開設する連携開設科目について、免許状の取得に必要な最低単位数の8割まで自ら開設する授業科目とみなすことを可能とすること。
- ② 連携教職課程の設置
複数の大学の同一の免許状の種類(幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く。)の教職課程を「連携教職課程」として認定を受けることを可能とすること。また、その要件を定めたこと(専任教員については、1つの学科等として認定を受けるため共有化が可能)。
- ③ 学部等関係課程実施基本組織が設置する教職課程
学部等関係課程実施基本組織についても教職課程の認定を受けることを可能としたこと(専任教員の共有化可能)。

4. 連携開設等に関する基準等の改正 ④

2. 連携開設科目の取扱いについて

教職課程認定基準3

(3) 施行規則第22条第3項により、他の大学と連携して開設する連携開設科目について自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、(4)によりみなす授業科目の単位数と合せて免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の第3欄に定める最低単位数の8割を超えないものとする。

- 既に認定を受けた教職課程に連携開設科目を追加しようとする場合には、当該連携開設科目を追加しようとする事前に変更届の提出が必要であること。

4. 連携開設等に関する基準等の改正 ⑤

3. 連携教職課程の設置について

教職課程認定基準2

(3)複数の大学の学科等が、施行規則第22条第3項の規定により、他の大学と連携して開設する教科及び教職に関する科目(特別支援教育に関する科目、養護及び教職に関する科目、栄養に係る教育及び教職に関する科目を含む)(以下「連携開設科目」という。)を自ら開設する授業科目とみなす特例を活用して、同一の免許状の種類(幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を除く)の教職課程の認定を同時に受けようとする場合には、これらの各大学の学科等を合わせて一つの学科等とみなして、この基準を適用する。

- 複数の大学の教職課程を合わせて1つの学科等とみなすため同一の免許状の種類であることが必要。また、幼稚園教諭、小学校教諭の免許状の課程は連携教職課程の認定の対象としない。
- 1つの学科等とみなして認定を行うため、専任教員の共通化が可能。
- 連携開設科目は変更届で設定可能であるが、連携教職課程を設置する場合は、課程認定の申請を行う必要がある。

4. 連携開設等に関する基準等の改正 ⑥

4. 連携教職課程の設置の要件

教職課程認定基準

9 連携教職課程を設置する場合の要件

- (1) 連携教職課程の認定を受けようとする学科等のうち少なくとも一つは、2(5)に定める幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等であるものとする。
- (2) 連携教職課程については、各設置大学の専任教員それぞれ一人以上からなる教学管理のための体制を整備するものとし、次に掲げる役割を果たすものとする。
 - ① 連携教職課程のカリキュラムの編成、調整
 - ② 学修の成果に係る評価に当たっての基準の設定、調整
 - ③ その他連携教職課程の実施に必要な事項
- (3) 連携教職課程に開設する授業科目については、学生が自らが在籍する学科等において、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設するとともに、自らが在籍しない大学の学科等のいずれかにおいて、以下の表に定める単位数以上を修得するものとして必要な単位数をそれぞれ開設しなければならない。

(例) ・中学校一種 8単位の開設が必要

この他、(4)専任教員の按分、(5)大学間の距離による科目開設要件

4. 連携開設等に関する基準等の改正 ⑦

5. 学部等連係課程実施基本組織について

教職課程認定基準

2 教育上の基本組織

(1) (略)

さらに、学部等連係課程実施基本組織の収容定員は連携協力学部等の収容定員の内数として学則で定められるが、連係協力学部等が教職課程の認定を受ける場合にあっては、当該連係協力学部等の入学定員から学部等連係課程実施基本組織の入学定員を差し引いたものを、当該連係協力学部等の入学定員とみなすものとする。学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

8 学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の特例

学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等が同一の免許状の種類¹の教職課程の認定を受ける場合において、以下に掲げる科目の専任教員数については、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等をあわせて一つの学科等とみなし、入学定員の合計数に応じた必要専任教員数を配置することができる。また、学科連係課程実施学科と連係協力学科、研究科等連係課程実施基本組織と連係協力研究科等についても同様とする。

①「領域に関する専門的事項」(「複合領域」を含む。) 以下 略

5. 全学的な体制整備・自己点検 評価等



5. 全学的な体制整備・自己点検評価等 ①

■ 免許法施行規則第22条の7

2以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

■ 免許法施行規則第22条の8

認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。



5. 全学的な体制整備・自己点検評価等 ②

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン(概要)

(令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)

背景

- 教職課程の質の向上のためには、大学が自らの責任で自大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要（教育職員免許法施行規則改正により、令和4年4月から教職課程の自己点検・評価の義務化を予定）
- 教職課程の内部質保証体制の確立に当たっては、「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）の内容を十分意識することが適当
- 複数の教職課程間における授業科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等の充実を図ることが必要（教育職員免許法施行規則の改正により、令和4年4月から全学的に教職課程を実施する組織体制の整備の義務化を予定）
- 本ガイドラインは、大学における教職課程の自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、自己点検・評価の観点や全学的に教職課程を実施する組織体制の在り方などを整理して提示するもの

教職課程の自己点検・評価

- 自己点検・評価の基本的考え方
各大学の教職課程が教員養成の目標及び計画に照らして成果を上げることができたのかを中心に実施（教員養成を主たる目的とする大学・学科等については、「卒業認定・学位授与の方針」も参照）
その際、達成すべき質的水準と具体的方法をあらかじめ定めておくことが必要
また、FD・SDの実施など教職課程の改革・改善に実際に結びつける方策の具体化や、教職課程の自己点検・評価自体を効果的・効率的に行うことも重要
 - ・ 基本的な手順
 - ・ 実施間隔
 - ・ 実施単位
 - ・ 実施体制
- 自己点検・評価の観念の例示
①教育理念・学修目標 ②授業科目・教育課程の編成実施 ③学修成果の把握・可視化 ④教職員組織 ⑤情報公表
⑥教職指導（学生の受け入れ、学生支援） ⑦関係機関等との連携
※学校教育法に基づく自己点検・評価の項目にこれらの観念を取り込みつつ実施する方法なども考えられる

5. 全学的な体制整備・自己点検評価等 ③

全学的に教職課程を実施する組織体制

➤ 必要性

授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大することに伴い、教職課程全体として責任の所在が不明確となるなど、教職課程の質が低下することとならないよう、全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織（中核組織）が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要

➤ 役割・機能（例示）

①全学的な教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定、各学科等ごとの教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する調整 ②複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設や専任教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整 ③各学科等における教育課程・授業科目の状況の確認の実施（シラバスの確認の実施を含む） ④学修成果に関する情報の集約・分析の実施（「履修カルテ」の作成・管理を含む） ⑤全学的な観点からのFD・SDの実施 ⑥情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整 ⑦教職課程の学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施 ⑧教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施 ⑨関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する調整 ⑩教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応

※中核組織が全ての役割・機能を担う方法や、既存の組織が中核組織と連携して役割を果たす方法なども考えられる

➤ 中核組織の形態

センター的組織（果たすべき役割・機能を自ら実施）や、委員会的組織（既存の組織間の調整機能を重視）等の形態が考えられるが、教科専門及び教職専門両方の教員や教職課程の運営を担う事務職員の参画、事務職員の確保その他運営体制の確立、各学科等の代表者の参加が必要

5. 全学的な体制整備・自己点検評価等 ④

参考

- 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/160/index.html
- 教学マネジメント
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html

6. その他(各種手続概要)

事項	施行・適用日等	手続	備考
○ICT事項科目	令和4年度入学者から	変更届 ※通常の変更届と異なることに留意	※在学生については経過措置あり。ただし、在学生に修得させることも可能
○数理科目 (規則第66条の6)	令和4年度入学者から	変更届	※「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」認定制度の認定証明書類添付
○共通開設科目	令和4年度	変更届	※義務教育特例等を活用し小学校課程を新設する場合は課程認定申請が必要
○連携開設科目	令和3年5月7日	変更届	
○連携教職課程設置	令和4年度入学者から	課程認定申請	※令和4年度入学者適用の申請は受付終了
○学部等連係課程実施 基本組織	令和4年度入学者から	課程認定申請	※令和4年度入学者適用の申請は受付終了 ※既に課程認定を受けている連係協力学部等は入学定員の変更届の提出必要